

まつもとほうじん

平成28年
(2016年) 2月号
第493号

ホームページ <http://www.matsumotohojinkai.or.jp/> メールアドレス hojinkai@matsumotohojinkai.or.jp



あがたの森



上高地・河童橋



なわて通り



松本城

ふるさとの宝
次代へのおくりもの

- 主な記事 -

「確定申告」等松本税務署からのお知らせ..... 2～3頁
 税務ポイント..... 4頁
 皆さんこんにちは・有賀秀行氏..... 5頁
 頑張ってます・山岸亜依さん..... 5頁
 法律レポート..... 6～7頁
 法人会提言活動報告..... 7頁
 ふるさとの宝..... 8頁
 青年部・女性部コーナー..... 9頁
 会員福利厚生制度PR..... 10頁
 2月の予定、新任のご挨拶等..... 11頁
 インフォメーションコーナー、
 地区トピックス、投稿川柳、あとがき..... 12頁
 税に関するアンケート..... 付録
 マイナンバー制度研修会(3/18開催)のご案内..... 付録
 冬期特別研修会(2/19開催)のご案内..... 付録
 会員親睦ボウリング大会(2/18)参加者募集..... 付録

“魅力いっぱい信州松本” 「映画・テレビのロケ地松本」

この冬の大ヒット映画「orange～オレンジ～」。信州松本の魅力もふんだんに撮影された映画として話題となりました。美しい山脈や川、草木まで四季折々の豊かな自然や、なわて通りやあがたの森といった情緒溢れる歴史的な情景が映画の中では鮮やかに映し出されています。

松本周辺では「orange～オレンジ～」以外にも近年話題の映画やテレビ番組の収録が数多く行われており、その数は年間で100件近くになるそうです。（川船昌子編集委員）

みんなで回覧しましょう。

確認印

社長

経理担当

松本税務署からのお知らせ

確定申告書は自分で作成してお早めに

平成27年分の確定申告書の提出期限

所得税及び復興特別所得税・贈与税 3月15日(火)

個人事業者の消費税及び地方消費税 3月31日(木)

申告書を作成するときは

「所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」や申告書用紙等は、国税庁ホームページ【<http://www.nta.go.jp>】からダウンロードできますのでご活用ください。

なお、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力することにより、税額などが正しく計算され、計算誤りのない所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の確定申告書や青色申告決算書などを作成することができますので、是非ご利用ください。

作成した確定申告書は、印刷して所轄税務署に郵送等により提出してください。

「確定申告書等作成コーナー」の操作に関するお問い合わせは、「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」(電話番号：0570-01-5901)にお尋ねください。

申告に関するご質問は

松本税務署の代表電話(0263-32-2790)にお掛けいただくと、自動音声がかかりますので、ご用件の内容に応じて次の番号をお選びください。

(土・日曜日、祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで)

内 容	選択番号	転 送 先
確定申告に関するご質問、ご相談	0	申告案内窓口へおつながります。
税金に関するご質問、ご相談	1	電話相談センターへおつながります。
税務署からの照会やお尋ねに関するお問い合わせ など	2	松本税務署の電話交換でお受けいたします。

(注) 選択番号「0」については、3月15日(火)までご利用いただけます。

復興特別所得税額の記載漏れにご注意ください

平成25年分から平成49年分までの各年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告及び納付をすることとされています。

復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額(原則としてその年分の所得税額)に2.1%の税率を掛けて計算した金額です。

ネットなら便利！24時間確定申告

自宅からネットが便利

申告・納税



所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税・贈与税の確定申告は、e-Taxをご利用ください。
e-Taxで所得税及び復興特別所得税の確定申告を行うと次のメリットがあります。

- ・自宅からネットで申告
- ・添付書類の提出省略
- ・還付がスピーディー
- ・24時間いつでも利用可能

納税には便利な口座振替を是非ご利用ください

税 目	納 期 限	口座振替の場合の振替日
所 得 税	3月15日（火）	4月20日（水）
贈 与 税	3月15日（火）	-
消費税及び地方消費税	3月31日（木）	4月25日（月）

公的年金等受給者に係る確定申告不要制度

平成23年分以降の各年分において公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税及び復興特別所得税の確定申告は必要ありません。

所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

また、所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除（例えば、純損失や雑損失の繰越控除など）の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。

税務職員を装った者からの不審な電話や、「振り込め詐欺」などにご注意を

国税局や税務署の職員を名乗る者から電話があり、アンケートや年金受給調査と称して、年齢や家族構成、年金の受給状況、また、預金残高や口座情報などについて聞き出そうとする事例や税務職員を名乗る者が自宅等に訪問し、帳簿書類等や金庫を見たり、現金やカードを持ち去る事例が発生しています。

また、税務職員を装い、現金自動預け払い機（ATM）を操作させ振込みを行わせる「振り込め詐欺」による被害も発生しています。

税務職員を名乗る者から電話などがあり、その内容について不審に思われた場合には、即答を避け、相手の所属部署、氏名、電話番号を確認した上で一旦電話を切り、税務署の総務課までお問い合わせください。

松本税務署電話番号 0263 - 32 - 2790（自動音声がかかりますので、「2」を選択してください）

にせ税理士にご注意

納税者からの依頼を受けて行う税務代理、税務書類の作成及び税務相談の業務は税理士業務とされ、これらの業務を行うことができるのは、税理士、税理士法人、国税局長に通知をした弁護士及び弁護士法人に限られています。その他の個人や法人が税理士業務を行うと、税理士法第52条違反として罰せられることとなります。

税理士でないのに税理士業務を行っている、いわゆるにせ税理士に税理士業務を依頼した場合、不測の損害を受けたり、あとあとまで税務上のトラブルの原因となるおそれもありますので、ご注意ください。

資格を有し日本税理士会連合会に備える税理士名簿への登録を受けた税理士は、日本税理士会連合会が発行する税理士証票を持っています。

税理士であるかどうか確認する場合には、税理士証票のほか、日本税理士会連合会に電話で問い合わせることもできます。電話番号は、03 - 5435 - 0931です。

なお、弁護士、弁護士法人については、国税局の総務課にお問い合わせください。

関東信越国税局 電話番号（代表）048 - 600 - 3111

税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室[®]〕

マイナンバー制度の 法人番号指定について

Q マイナンバー制度の法人番号指定について教えてください。

A 設立登記法人の法人番号指定通知書は、登記されている本店又は主たる事務所の所在地に、設立登記法人以外の法人や人格のない社団等で国税に関する法律に規定する申告書・届出書を提出している団体については、当該申告書・届出書に記載された本店又は主たる事務所の所在地に送付されます。

なお、外国法人の法人番号指定通知書は、国税に関する法律に規定する申告書・届出書に記載された日本国内の主たる事務所又は営業所等の所在地宛に送付されます。

国税庁ホームページの「法人番号の通知書発送及び公表予定日」に記載する法人番号指定通知書の発送予定日以後しばらく経過しているにもかかわらず、本店又は主たる事務所に通知書が届いていない場合や、送付された通知書の内容に関して、不明な点などがある場合は国税庁の法人番号管理室

(0120 - 053 - 161) まで連絡してください。

電話受付時間

平日：午前8時45分から午後6時まで

* 土日祝日は執務を行っておりません

直ちに法人番号等を確認・利用したい場合には、法人番号の指定がされていれば、手元に通知書がなくてもインターネット上の「国税庁法人番号公表サイト」で、法人名および所在地等から検索することにより確認することができます。

国税庁法人番号公表サイトURL

<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp>

(平成27年10月5日 開設)

公表される所在地は、登記上の所在地となります。また、確認した法人情報の画面は、印刷することもできます。

法人番号指定通知書は、法人番号をお知らせするためのものですので、原則として再送付は行っていませんが、国税庁法人番号公表サイトで法人番号等の確認ができないなど、通知書が必要な場合(例えば公表に同意していない人格のない社団等で通知書を紛失し、法人番号がわからない場合など)は、前記の国税庁法人番号管理室(0120-053-161)まで連絡してください。

法人番号指定通知書が届いたが、既に解散しており、現在事業実態のない場合、届いた通知書については、特段返信等の手続きは不要ですが、適切に保管してください。

設立登記法人の法人番号は、法務省の登記情報に基づいているため、登記の閉鎖手続きを行っていない場合には、通知書を発送していますが使用の予定がなければ破棄しても構いません。

法人番号は、「国税庁法人番号公表サイト」でも確認できますので、後で使用する機会が発生したら、そちらを利用してください。

また、法人番号は、一度指定されると自由に流通させることができ、官民を問わず様々な用途で利活用されることとされていますので、番号を保有する法人(法人番号保有者)が清算の結了等により消滅したからといって、転々と流通する法人番号が直ちに不要になるものではなく、法人番号に関連付けられた情報(特定法人情報という)の授受が行われる限り利用されるものであることから、抹消されることはなく、同一番号が他の法人に使用されることもありません。

なお、公表を行った法人番号保有者について清算の結了等の事由が生じた場合には、当該事由が生じた旨及び当該事由が生じた年月日を公表事項に加えることとしています。

(税制委員会：赤羽 総一郎、青木 稔、藤澤 利幸
グループ稿)

(監修：関東信越税理士会 松本支部)



皆さん
こんにちは♪

(有)松柏「檜湯の宿 松柏」

安曇野市穂高有明

代表 有賀 秀行氏

「総檜造りの温泉宿」

穂高温泉郷に檜湯の宿
「松柏」がある。総檜造り
・源泉かけ流しの温泉が自

慢の和風旅館だ。「松柏」という名は「松林にたたずむ旅館」と、代表の父親「有賀伯治」氏の名から一字をとって名付けられたそうだ。

有賀さんが父親と宿を立ち上げる際に特にこだわったのは風呂である。お湯については、自身が神経痛など様々な症状に効果があることをよく知っていた燕岳の山麓にある中房溪谷の源泉から引湯し、浴槽や洗い場の足元まで総檜造りとした。檜の心地良い香りやしっかりとした肌触り、体の芯から温まる極上の湯が24時間楽しめる。

もちろん料理にも力を注ぐ。信州牛や山菜、松柏名物「鯉の旨煮」といったおなじみの食材・料理に加えて信州サーモンなどの新しいものまで信州の素材をふんだんに使った極上の逸品が自慢である。

経営方針は「おもてなしの宿」とのこと。敷地2000坪の広大な敷地の中、安曇野の大自然を感じながら、ゆったりとくつろぎの時間を満喫したいお客様には申し分なく何度も足を運ばせるのだろう。ロビーに飾られた近衛忠輝氏（元首相細川護熙氏の弟で、奥様は三笠宮家長女やす子さん。これまでに3度来館。）との記念写真が大変印象的であった。（大沢利充編集委員）



頑張ってます!!

『ご希望をじっくり
お聴かせ下さい』

深志神社 梅風閣
松本市深志

山岸 亜依さん

梅風閣は“松本の天神様”深志神社に併設されており、神前結婚式・披露宴をはじめ、様々なお祝いの席や会議などにもご利用いただけます。とりわけ神社と式場の併設は珍しくご好評いただいております。

山岸さんはプランナーとしてご活躍中です。結婚式については、「一生に一度の晴れの舞台をお預かりする」ことを受け止め、可能な限り「お二人が望まれることすべてにYesとこたえてあげたい」という気持ちで、ご希望をしっかりと聴くそうです。これまでに一番嬉しかった思い出は、大変心配性の新婦さんと式に向け何度も何度も話し合いを重ね準備を進め、本番前には「あれだけしっかりと準備して頂いたので何の心配もありません」という言葉を頂いた時とのこと。

学生時代からの憧れの業界で、先輩や仲間を支えて頂きながら毎日頑張っているそうで、「これ以上喜びのある仕事はありません」と素敵な笑顔でお話し下さいました。こちらからの質問にも一つ一つ丁寧にお答え頂き、とても明るく前向きな山岸さんでした！（川嶋昌子編集委員）

キッセイ薬品は、世界の人々の健康のため、
さまざまな分野の新薬の研究・開発に、取り組んでまいります。

 **キッセイ薬品工業株式会社**

本社：〒399-8710 長野県松本市芳野19番48号
URL：<http://www.kissei.co.jp/>

中央研究所

社会に貢献できる独創的な新薬を求めて。



法律レポート

企業法務の新たな課題「ビジネスと人権」に関する実務対応策 (その2)

三浦法律事務所 弁護士 三浦 守 孝



前回に続き、ビジネスと人権に関して企業内における代表的な問題事例について検討します。抽象的な表現となりますので、人権課題に対する指針として注意喚起して下さい。

ステークホルダーとは、企業の経営活動に関わる利害関係者のことを指します。

サプライヤーとは、納品業者・製造業者のことを指します。

1. 事業開始・施設開設に関する事項

(1) 従業員

・工場要員等を地方から集め、労働条件の説明、就業訓練、寮・生活支援の提供を行わず、不安と孤立の中での生活を強いる。

(2) サプライヤー

・余裕をもった工程計画や安全対策を考えず、過酷で危険な建設工事等に労働者を従事させる。

(3) 地域社会

・施設開設が、周辺の自然環境、水資源、生物多様性等に影響を与え、当地の伝統産業を破滅的な状況に追い込む。

・事業展開が、現地の文化・伝統・生活習慣を壊し、社会の絆、家族関係、人々の倫理観や健康に影響を与え、計画段階から反対を受ける。

・工場の開設が、先住民の生活場所を追いやったり、近隣住民の健康被害を招いたりする恐れがあるとして計画段階から反対を受ける。

2. 研究・開発・設計に関する事項

(1) 顧客

・商品の設計・開発が、商品の安全性への配慮において十分でなく、利用者の身体や健康を害する、もしくはその恐れがある。

・商品の設計・開発が、障害者や高齢者への配慮にお

いて十分でなく、危険を伴ったり、利用できない状況を生んだりする。

(2) 地域社会

・商品が廃棄物となった場合に、地域社会において処理困難となる等、重大な環境汚染を引き起こす。

3. 調達・生産に関する事項

(1) 従業員

・生産活動が、劣悪な作業環境や危険な作業、長時間労働を放置して、従業員の健康を害したり、重大な怪我を負わせたりする。

・労働者の採用時における年齢確認が甘いため、もしくは労働力の確保を優先するあまり、児童労働を発生させてしまう。

(2) サプライヤー

・資材調達に、コストと納期ばかりを優先し、仕入先における強制労働、低賃金、危険労働、長時間労働、児童労働、その他の人権抑圧を助長したり、資源の枯渇、自然環境の破壊、大気汚染、水質汚染、土壌汚染、不適切な廃棄物処理等により地域住民の生活環境に悪影響を及ぼす。

(3) 顧客

・資材調達に、コストと納期ばかりを優先し、安全性の確認が取れない原材料や添加物等を使用し、消費者の身体や健康を害する。

(4) 地域社会

・事業活動に伴う排出物や車両によって、大気・水質を汚濁したり交通の危険を招いたりして地域住民の生命や健康を害する。

4. 販売・サービスに関する事項

(1) 顧客

・商品表示が客観的かつ公正なものでないため、消費

地域社会の繁栄のために。

PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE



鍋林株式会社

www.nabelin.co.jp

環境 ISO14001
品質 ISO 9001
認証取得

者が選択を誤って購入してしまう。

- ・営業方法が詐欺的であったり暴力的であったりするため、消費者が意に反して購入したり、生活の平穩を侵されたりする。

5. 回収・リサイクル・廃棄に関する事項

(1) 地域社会

- ・廃棄処分の方法が不適切なため、土壌や河川を汚染して、近隣住民の健康に被害を与えたり、生活の継続が困難になったりする。

6. 合併・買収・会社分割に関する事項

(1) 従業員

- ・合併・買収・会社分割に伴う人事措置が、継続就業や昇進・昇格の合理的な期待利益を従業員から一方的に奪う。

(2) 株主

- ・相手先に対する事前のデュー・ディリジェンスが十分でなく、過去から継続している人権侵害の責任を引き継いでしまう。

(3) 地域社会

- ・相手先に対する事前のデュー・ディリジェンスが十分でなく、過去から継続している地域社会に対する悪影響を継続してしまう。

7. 事業終了・解散に関する事項

(1) 従業員

- ・事業終了・解散に伴う人事措置が、再就職や生活保

障への配慮において十分でなく、従業員と家族の生活に深刻な影響を与える。

(2) 地域社会

- ・事業終了・解散に伴う影響の緩和策が十分でなく、地元住民の生計や生活環境に深刻なダメージを与える。

8. 投資・出資に関する事項

(1) 株主

- ・投資や出資が自社の利益ばかりを優先し、現地での人権抑圧や汚職を間接的に助長しているとして、企業価値を低下させる。

9. 広報・宣伝に関する事項

(1) 株主

- ・現地社会の文化・宗教・歴史を侮辱していると批判を受け、ボイコット運動等が起きて企業価値を低下させる。

以上は例示でありませんが、これらを参考に、各社の沿革、事業内容、活動規模、組織、社歴等に応じて影響評価事項を検討することが必要となります。

三浦法律事務所

当会顧問弁護士 三浦 守 孝

〒390-0874 松本市大手1-3-29
丸今ビル3F

TEL (0263) 39-2030(代)

FAX (0263) 39-2031

行動する法人会

平成28年度税制改正に関する提言

本年度も松本法人会では税制改正に関する提言の要望活動を松本税務署管内自治体首長・議会議長、地元選出務台俊介衆議院議員に対して行いました。(平成27年11月実施)

法人会では公平で健全な税制の実現を目指して会員企業の意見や要望を反映しながら、税のあるべき姿や将来像を見据えて建設的な提言活動を展開しています。



務台俊介衆議院議員(左) 松本市坪田副市长(左)と百瀬税制委員長

また、全法連でも平成27年10月から、関係省庁、政党への税制改正に関する提言活動を実施しました。



財務省 財務副大臣 岡田直樹氏(左)



国税庁 長官 中原広氏(右手前)



自民党 予算・税制に関する政策懇談会

法人会 無料会員相談室実施中 くわしくは事務局まで

ふるさとの宝

次代へのおくりもの

214

～話題作も数多く撮影～

“魅力いっぱい信州松本” 「映画・テレビのロケ地松本」

「orange～オレンジ～」以外にも「神様のカルテ」シリーズや「岳 ガク」といった話題の映画や「白線流し」等の人気テレビドラマ、さらには旅番組など本当に数多くの映像作品のロケ地として



【旧開智学校】

松本が選ばれています。様々な作品ロケ地としての認知度が向上するということは観光都市としての魅力向上に繋がり、経済的にみても撮影隊の滞在や、作品の舞台となった松本を訪れたいという観光客の増加という効果を生み出します。

それでは、地方都市松本がなぜ多くの作品のロケ地に選ばれているかについて考察してみると、松本



【伊勢町】

には日本を代表する山々が連なる北アルプスや上高地、乗鞍高原、美ヶ原高原といった山岳資源に加え、周辺一帯には大小の温泉郷などの恵まれた自然があります。また、国宝松本城をはじめ重要文化財旧開智学校、旧制松本高等学校（あがたの森文化会館・公園）、旧長野地方裁判所松本支部庁舎といった歴史的遺産や城下町、商都として育まれた情緒ある街並みも存在し、それらが程良く近代的な街並みと同居しています。さらには四季折々の気候が感じられ、空が澄み、日照時間が長い等の点や、都心からもアクセスしやすいといった環境面などが、映画やテレビ番組などの映像制作

サイドにも好評いただいているようです。

このような恵まれた環境に加えて、様々な作品の舞台となることで観光地としての魅力アップを目指し、市が中心となり「松本フィルムコミッション（以下“松本FC”）」という組織を設け、ロケ誘致や最大限の撮影協力をしている点も大きなポイントです。松本FCでは【作品イメージに合うロケ地情報提供】【ロケーションハンティング】【撮影に必要な許可申請代行】撮影する施設の紹介や借用交渉【公共施設の使用料減免】【宿泊施設や関連業者の紹介】ボランティアのエキストラの確保協力【等を積極的に支援しているそうです。こうした面では行政が協力することにより、



【乗鞍高原】

民間、一般の方からも信頼を得やすくスムーズな作品作りに繋がります。長年の地道な活動が実り、市民の方からの理解も深まり、今では積極的な協力が繋がっているとのことです。



【中町】

以上のような自然や文化的に恵まれた環境面と、松本FCや大勢の市民の方々による“おもてなし”とも言える、充実した受け入れ態勢により、数多くの作品がこの地で生まれているのでしょう。

皆さんも身近にある、松本が舞台となった「あの作品」の「忘れられないあのワンシーン」の舞台を訪ねて見てはいかがでしょうか。

（川船昌子編集委員）

青年部コーナー

2月例会開催のお知らせ

いつでも、どこでも、誰にでも。簡単セルフケア講座

本年度最後の青年部例会は、慌ただしい年末年始や大雪の片付け等、疲れがたまっている皆さんに是非聴いていただきたい研修会です。(担当:第一委員会 横内秀章委員長)

ストレス社会といわれて久しい昨今、お仕事にプライベートに疲れがたまっている方も多いのではないのでしょうか。目、肩、腰……体中に影響があらわれます。自分なりのリフレッシュ法や、自分にあった対処法をすでにお持ちならば良いですが、ずっと悩みを抱えたままという方いませんか。

今回の例会では、そうした様々な体の疲れに、いつでも、どこでも、自分でできる簡単なケア方法を学んでいただきます。講師には安曇野市豊科にございます総合治療院「真気堂」より臼井智治副院長にお越しいただきます。青年部員以外の方でもご参加頂けますのでお気軽にお問い合わせください。

大勢のご参加をお待ちしております。

日 時 2月23日(火) 18:30開始

研修会 18:30~19:30

懇親会 19:30~21:00

テーマ 「いつでも、どこでも、誰にでも。簡単セルフケア講座」

講 師 臼井 智治 氏

(総合治療院 真気堂 副院長)

会 場 ホテルモンターニュ松本

(松本駅アルプス口徒歩1分)

参加費 4,000円(懇親会費として)

お申込 青年部各委員長または事務局まで
(事務局: 35 - 8080)

女性部コーナー

新年特別例会ご報告

1月21日(木) 深志神社梅風閣にて、恒例の女性部新年特別例会を開催いたしました。本年度は、松本市の「シャンゼリゼ美容室」より、代表の橋本京子氏と山口侑子氏を講師にお迎えし『「なりたい私」「理想の自分」発見~女性の髪のお悩み解決』というテーマでお話いただきました。



橋本京子さん



山口侑子さん(写真左)

研修会では、まず前半で橋本代表がとりわけ女性に大切にして欲しい“内面的な美”について、身だしなみや言葉の力についてお話しになり、

続いて山口氏が“外面的な美=髪の毛”について、髪の毛の構造やお手入れの方法を楽しく、分かり易くお話しくださいました。

女性として、経営者として自分がどうありたいか表現する一つの手段がファッショ



懇親会風景

ンでありヘアスタイルです。内側に秘めた想いを上手に表現する方法を講師のお二人にご説明いただき新春らしい、明るく華やかな例会となりました。大勢のご参加ありがとうございました。

エネルギーと環境の
ハーモニーを目指します。

サンリン株式会社

東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030(代)
http://www.sanrinkk.co.jp/

 情報のスクランブル交差点

精美堂印刷株式会社

松本市深志3丁目4番20号
電話(0263)33-3450
FAX(0263)36-8100

「消費税申告一声運動実施中」



大同生命大阪本社ビル(大阪市西区江戸堀) ~加島屋が店を構えた地に建つ~

大同生命は1902(明治35)年に創業しました。
中小企業経営者のもしものときの力になりたい。
創業者の一人である広岡浅子が生命保険事業に託した
「社会の救済」と「人々の生活の安定」という想いは、
いまでも大同生命に受け継がれています。



広岡浅子(1849-1919)
~大同生命の創業者の一人~



大同生命の礎を築いた
大坂の豪商“加島屋”



旧肥後橋本社ビル
(設計:W・M・ヴォーリズ)

長くつづく会社が多い国は、いい国だと思う。

企業を支えつづける夢がある。

DAIDO 大同生命保険株式会社

松本支社/長野県松本市本庄1-3-10 TEL 0263-32-0829

T&D
T&D保険グループ

2月の予定

2日広報委編集会議 3日税制委グループ会議、
第94回税制勉強会 8日県連理事会、国税局幹部
との協議会 12日役
員会 17日時局講演
会打合せ会議 18日
会員親睦ボウリング
大会 19日冬期特別
研修会 23日青年部
2月例会 26日決算
説明会



決算説明会（法人税・消費税の説明会/1月決算法人対象）
2月26日（金）午後2時より 大同生命松本ビル1階会議室
（ホテルブエナビスタ東側）

平成27年度

合同委員会開催(1/15)

1月15日（金）正副会長会および定例役員会終了後、今年度の合同委員会を開催しました。当会の6つの委員会（総務・研修・組織・広報・税制・厚生）ならびに青年部・女性部の平成28年度事業計画を相互確認いたしました。

会議終了後には新春恒例の賀詞交換会を開催し、大いに交流を深めました。



新任のご挨拶

福利厚生制度を委託しているアフラック（アメリカンファミリー生命保険会社）に新しい支社長が着任しました。よろしくお願いいたします。



アフラック長野支社

はた まさはる
秦 雅治 支社長

平素より会員の皆様には、格別のご厚情を賜り誠にありがとうございます。

このたび、平成28年1月1日付で長野支社に着

任いたしました秦と申します。

長野県は、広域支社ではありませんが、事務局、会員の皆様と接点を取りながら地域密着のアフラックといわれるよう頑張りたいと存じます。

今後とも、ご指導ご鞭撻の程どうぞよろしくお願いいたします。

青年部・女性部 部員募集中!!



詳しくは事務局までお問い合わせ下さい

一般社団法人松本法人会会員の皆様へ

貴社社員の皆様への確定申告情報の提供について

～ 確定申告書は国税庁ホームページで～

最近では会社員などの給与所得者の方でも、医療費控除などの適用を受けるために確定申告をする方が増えています。

国税庁では、そのような方のために、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）に「確定申告特集ページ」を開設して申告手続きに関する様々な情報を提供しております。

つきましては、貴社の社員の皆様に、国税庁ホームページの「確定申告特集ページ」をご利用いただきたく、ご案内用の各種データを特集ページ内に用意しておりますので、特集ページ内の「源泉徴収義務者の方へ」のページからご案内用データを取得いただき、回覧・メール配信・電子掲示板への掲載などの方法により、社員の皆様に情報提供していただきますようご協力をお願いいたします。

インフォメーションコーナー

法人会では、皆様の情報交換、相互理解を深めることを目的に、毎月先着3社を無料でインフォメーションコーナーに掲載いたします。皆様の掲示板としてお使いください。(サイズ:タテ6.5×ヨコ9号)

お申込みは事務局まで TEL(0263)35-8080

須沢畳店

起きて半畳 寝て一畳

“畳”のことならお任せ下さい!



国内産原料にこだわり『清潔』・『快適』・『健康』・『安全』をテーマに畳づくりに邁進中!縁無畳・フローリング向け薄畳等にも対応します!!

須沢畳店 塩尻市片丘10238
TEL0263-52-4882

ホームページリンク企業募集! くわしくは事務局まで



近藤次繁記念碑 (松本市)



北深志のとある公園に近藤次繁の記念碑がある。近藤次繁は慶応元年松本市新町に生まれ、明治24年に東京帝国大学医学部を卒業した。日本外科学会の創立者であり、野口英世の左手を執刀した人物である。次繁が建設に尽くした松本市立松本病院は信州大学付属病院として現在に至っている。(大沢利充編集委員)

であり、野口英世の左手を執刀した人物である。次繁が建設に尽くした松本市立松本病院は信州大学付属病院として現在に至っている。(大沢利充編集委員)

株式会社 中信水道

快適な水環境を演出する
CHUSHIN SUIDOU

www.chushin-s.co.jp

もっと快適に・・・ もっと安全に・・・

お客様のご予算・ご要望に応じて、最適な水回りのリフォームをご提案します。



株式会社 中信水道

TEL.0263-52-0881 〒399-0738 長野県塩尻市大門7番町4-16

投稿
川柳
コーナー

歳かさね
食べる豆増え
胃がもたれ

解散に

日本が揺れた

・・・アイドルの

いつの日か

最初のチョコは

父さんに(願)

新米

あながき

私は毎年日野原重明先生にお会いする。

先生の生き方を学ぶ集まりに参加しているからだ。先生は成人病を「生活習慣病」と命名された予防医学の第一人者である。菅谷市長も先生の弟子として、予防医学の見地から「健康寿命延伸都市」を唱えている。また、松本法人会役員を定年退職された橋本京子さんは先生の生き方を学び、「命の出前授業」を国内のみならず海外でも講演されている。

先生は、お年寄りの生き方を変える「新老人運動」も提唱された。「老人でなければできないこと」を老人の使命として、老人の手で実現しようという運動である。また、先生は植樹によって「生きた証を、次世代まで伝えよう」と提案された。先生の提案に応える形で、松本市(山田地区)に「命と平和の森」が完成した。松本市を訪れる際には頻りに先生はこの地に足を運ばれる。

先生が「後世に何を残すか」と問い掛けられた時、「遺言書だ」と思った。私は先生の意志から学び、遺言書の重要性を各地に発信している。(大沢)

(本号編集委員)

川島昌子

大沢利充



注「まつもとほうじん」の誌代は、会員については年会費の中に含まれております。

個人情報の取扱について
当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諸会議の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。
また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。

一般社団法人松本法人会 個人情報取扱係

発行所

一般社団法人 松本法人会

〒390 0814

長野県松本市本庄1丁目3番10号

TEL(0263)35 8080

FAX(0263)36 0839

編集人 塚田哲夫

(毎月1回1日発行)

(定価 1部50円)

印刷所 信州印刷株式会社